

第9-13表 育児に対する経済的支援(児童手当等)

Table 9-13: Financial support for childcare, including child benefits

種別	日本 ¹⁾		イギリス	
	児童手当	扶養控除(所得税, 住民税)	児童給付	児童税額控除
根拠法令	児童手当法(1971年)	所得税法(1965年), 地方税法(1950年)	1975年児童給付法	2002年税額控除法
管理運営主体	市区町村(公務員は所属庁等で実施)	国税庁, 都道府県, 市区町村	歳入関税庁	
財源	国, 地方(都道府県, 市町村), 事業主拠出金で構成(国 57.3%, 地方 34.7%, 事業主 8.1%, 2015年度予算ベース, 公務員を含む)		一般財源	
受給(適用)要件	15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している父母, その他の保護者	(控除対象)扶養親族のうち, その年12月31日現在の年齢が16歳以上の者	16歳未満(フルタイムの教育・職業訓練を受けている場合は20歳未満)の子を扶養している者。 収入が年間で5万ポンドを超える所得者を世帯に含む場合は, 課税対象となる。	収入等に応じた減額措置あり
給付(控除)内容	(1) 所得制限額未満の世帯: 3歳未満は月額1万5000円, 3歳以上小学校修了まで(第1子・第2子)は月額1万円, 3歳以上小学校修了まで(第3子以降)は月額1万5000円, 中学生は月額1万円 (2) 所得制限額以上の者: 当分の間の特例給付月額5000円 ※ 所得制限額は年収960万円未満(夫婦・児童2人世帯)を基準に設定, 2012年6月分から適用		第1子 20.70ポンド/週, 第2子以降 (1人当たり) 13.75ポンド/週 (2015年)	家族控除 545ポンド/年, 児童加算 (1人当たり) 2,780ポンド/年 (2015年) 障害を持つ児童の場合はさらに加算あり。
備考	保育料は手当から直接徴収が可能, 学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能(いずれも市町村が実施するかを判断)			

(注) 1) 2015年度の制度では子供を保育園に通わせている場合, 第1子が小学校入学前の第2子の保育料は半額, 第3子以降は無料で, 第1子が小学校に入ると第2子は半額から全額負担に, 第3子以降は無料から半額負担となる。これを2016年4月から年収330万円以下の世帯に限り, 第1子の学年に関係なく, 第2子はすべて半額, 第3子以降は無料にすることを政府が検討中。(2015年12月)

9 勤労者生活・福祉

第9-13表 育児に対する経済的支援(児童手当等) (続き)

Table 9-13: Financial support for childcare, including child benefits (cont.)

種別	ドイツ			フランス	
	児童手当 (Kindergeld)	育児追加補助金 (Kinderzuschlag)	児童控除 (Kinderfreibetrag)	家族手当	乳幼児迎え入れ 手当の基礎 手当
根拠法令	1996年租 税法62条 及び児童 手当法	児童手当法	1996年租税法	社会保障法典 L521-1~L521-3	社会保障法 典 L531-1
管理運 営主体	家族金庫(連邦雇用エージェ ンシー内に付設)、監督指揮 権は、連邦家庭省にある。			全国家族手当金庫(CNAF)	
財源	一般財源 (連邦:74%, 州・市町村: 26%)			企業の拠出金:43.8%, 一般福祉 税など租税:22.1%, 諸手当に対す る国及び県の負担金:21.9%(全 国家族手当金庫(CNAF)の主な財源, 2012年)	
受給(適 用)要件	18歳未満(失業者は21歳未満、 無制限)の子を扶養している者			20歳未満の子を2人 以上扶養している者 (所得制限なし)	
	児童手当を受給 していること。最 低所得(両親900 /1人親600ユー ロ)以上で、家族 の生計費等から 個別に算出され る所得上限を超 えていないこと。	学生は25歳未満、障害者は			所得に応じて 制限がある。 2014年3月ま でに生まれた 子を持つ親と 2014年4月1 日以降に生ま れた子を持つ 親では異なる。 。
給付(控 除)内容	第1子・第2 子は月190 ユーロ、第3 子は月196 ユーロ、第4 子以降は1 人につき 221ユーロ (2016年現 在)。	子1人につき月額 140ユーロ。10学 年修了までの児 童生徒に対し、 新学年の学用品 購入用にさらに 年1回(8月)100 ユーロを追加 払い(2009年8月 より)。	・子1人につき、夫婦合計 で7,008ユーロ(2013年)。 内訳は年額2,184ユーロ (夫婦の場合4,368ユー ロ)の児童扶養控除と、年 額1,320ユーロ(夫婦の場 合2,640ユーロ)の「監護・ 養育教育控除」。 ・このほか、養育にかかっ た費用については、2012 年以降、親子の境遇にか かわらず課税対象から控 除される。	子の年齢や数に応 じて決まる。11歳未 満の子2人の場合、 月額129.99ユーロ (2016年1月1日現 在)	原則、月額 194.98ユーロ (2016年1月1 日現在)
備考	児童手当か児童扶養控除か有利なほうが適用されるほか、 社会保障上の優遇措置がある。 また、2歳以下の子を持つ非就業、不完全就業(週30時間 以下の就業)の者(両親休暇取得中の者)も受給可能。			上記以外に様々な家族給付がある ほか、税制上又は年金上の優遇措 置がある。	

資料出所 厚生労働省「海外情勢報告」、日本:厚生労働省、内閣府、財務省ウェブサイト、イギリス:Gov.uk
ウェブサイト等、ドイツ:連邦家庭・高齢者・女性・青少年省ウェブサイト、フランス:家族手当金庫
(CAF)、政府公共サービスウェブサイト